

## 岡山県及び県内市町村の奨学金返還支援事業等

### ◇奨学金に関する支援

県市町村名	担当部署	事業名	概要
岡山県	産業労働部 労働雇用政策課	中小企業就職促進奨学金返還支援事業 ※令和9年度末までの採用、令和9年度採用内定・令和10年度末入社をもって新規受付終了予定	県内企業に就職する従業員の奨学金返還を支援する制度を設ける中小企業に対して、その一部を補助。 支援対象となる者は、日本学生支援機構の奨学金を返還予定又は返還中であること等が条件となる。
倉敷市	教育委員会 学事課	倉敷市奨学生制度	倉敷市に居住し、倉敷市内で指定19職種に就いた場合、一部免除する奨学金
津山市	教育委員会 生涯学習課	津山市若者定住促進奨学金返還金補助事業 ※令和9年度終了予定	大学等卒業後、津山市内に3年以上居住かつ津山圏域で正社員として就業し、日本学生支援機構奨学金等を36か月分以上返済する等の条件を満たした者に対して、奨学金返還を助成する。 無利子貸付 月額返還額の2万円を上限×36月分 有利子貸付 月額返還額の2万円を上限×24月分
井原市	教育委員会 教育総務課	井原市奨学金返還支援補助金	井原市内に居住し、正社員として1年以上勤務した場合、最大15,000円×72か月を本人に支給。 日本学生支援機構に奨学金借入の申込みを行う前に申請が必要。
高梁市	企画政策課	若者定着奨学金返還支援助成事業	日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けている大学生等で、卒業後1年以内に正規雇用による就職又は起業し、高梁市内に居住する場合、奨学金の返還を助成する。
備前市	教育委員会 社会教育課	備前市定住促進奨学金返還補助制度	通算3年以上備前市に居住し、かつ備前市圏域の事業所等に就労等の条件を満たす、30歳未満の者に対して奨学金返還の支援を行う。(上限54万円) 就労から1年以内に事前申請が必要。

瀬戸内市	教育委員会 総務学事課	瀬戸内市奨学金返還額の半額免除	平成29年度以降の瀬戸内市奨学金貸与者で、瀬戸内市に居住し、就業または起業しており、返還期間が貸与期間の2倍以上である場合、申請した年度の返還分の半額を免除する。(要毎年度申請)
真庭市	真庭市教育委員会 教育総務課	真庭市奨学金減免制度	真庭市奨学金を対象として、真庭市に居住を続け、返還すべき返還金総額の2分の1以上の返還が完了していることなどを条件に、残額を免除(最大2分の1)
美作市	健康政策課	美作市看護師等奨学金貸付	美作市内の医療機関に勤務した期間に相当する額を減免
新庄村	教育委員会	新庄村育英会奨学金償還免除	大学等を卒業後、満1カ月を経過した翌月から貸与を受けた月数の2.5倍に相当する償還期間中にあり、償還期間中、5月1日において本村に居住している場合、半年賦または年賦での返還時に2分の1に相当する額を免除する。
奈義町	教育委員会	奨学金返還減免	市内居住等を条件に、奈義育英基金の返済を月2万円、最大24万円免除
吉備中央町	教育委員会 教育総務班	吉備中央町育英資金償還金免除制度	吉備中央町に住所を有して、居住実態があり、町税等の滞納がない者を対象に、吉備中央町育英資金貸与した額(償還金)を免除する。